

令和4年第12回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和4年9月27日 午前10時00分	
	場 所	厚岸町役場 2階庁議室	
開 会 日 時		令和4年9月27日 午前10時00分	
閉 会 日 時		令和4年9月27日 午前11時15分	
出 席 委 員		田 辺 正 保	
		濱 秀 利	
		森 脇 直 美	
		成 澤 幸 恵	
欠 席 委 員			
会議録署名	教 育 長	酒 井 裕 之	
委 員	委 員	田 辺 正 保	
会 議 出 席 者	事務局職員	指導室長 給食センター所長 生涯学習課長 情報館長 海事記念館長 スポーツ課長 管理課長補佐	廣 瀬 巧 小 池 裕 子 早 川 知 記 川原田 恵 千 葉 隆 行 高 橋 俊 彦 車 塚 洋
	その他の者		

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(報 告)	
	報告第7号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
	報告第8号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
6	(議 案)	
	議案第40号	厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第41号	真龍小学校施設開放事業実施規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第42号	厚岸情報館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第43号	厚岸町海事記念館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第44号	厚岸町地区体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第45号	厚岸町B & G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第46号	厚岸町勤労者体育センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第47号	厚岸町温水プール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第48号	厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第49号	厚岸情報館処務規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】

日程	議案番号	付 議 事 件
	議案第50号	厚岸町海事記念館処務規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第51号	厚岸町B & G海洋センター処務規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第52号	厚岸町スポーツバス使用管理要綱の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第53号	厚岸町温水プール処務規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第54号	厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の異動について（追加議案）【原案可決】
	議案第55号	令和4年度厚岸町立学校の校長の人事の内申について（追加議案）【原案可決】
7		閉会

令和4年第12回厚岸町教育委員会

令和4年9月27日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和4年第12回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

 本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりですが、事務局より追加議案が配布されております。

 また、追加議案のうち、議案第55号については、教職員の人事内申に関する議案のため、会議規則第15条の規定に基づき非公開として進めたいと思っておりますがよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、そのように取り進めさせていただきます。

●教育長 日程第2、「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、9月27日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、会期を本日9月27日の1日間といたします。

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。
 令和4年8月31日に開会した、第11回教育委員会の会議録の承認についてありますが、会議録署名委員の成澤委員、私がそれぞれ署名済みでありますので、これを

もちまして承認とさせていただきます。

- 教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、田辺委員を指名いたします。

- 教育長 日程第5、報告第7号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

- 管理課長補佐 ただいま上程いただきました、報告第7号「教育長の報告すべき事項について」、その内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

厚岸町教育委員会会議規則による教育長の報告すべき事項として、教育委員会教育長の任命について、次のとおりご報告いたします。

教育委員会教育長の任命にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得ることとなっております。

これに伴い、去る9月14日から開会されました、令和4年厚岸町議会第3回定例会において、本年10月27日をもって任期が満了する酒井裕之厚岸町教育委員会教育長の後任として、滝川敦善氏を任命する同意が得られたものであります。

氏名等につきましては、議案記載のとおりですので、省略させていただきます。

なお、滝川氏の学歴、職歴については、報告第7号説明資料に記載しておりますので、参考に供してください。

また、任期は、同法第5条第1項の規定により、本年10月28日から令和7年10月27日までの3年間となります。

以上、簡単ですが、報告第7号の内容説明とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

●教育長 内容は、私の任期満了に伴う新たな教育長の任命についてであります。

これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、報告第7号を終わります。

●教育長 次に報告第8号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●管理課長補佐 ただいま上程いただきました、報告第8号「教育長の報告すべき事項について」、その内容をご説明申し上げます。

議案書2ページをご覧ください。

厚岸町教育委員会会議規則による教育長の報告すべき事項として、教育委員会教育委員の任命について、次のとおりご報告いたします。

教育委員会委員の任命にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があります。9月14日から開会されました令和4年厚岸町議会第3回定例会において、

教育委員の任命に対する同意を得たものであります。

委員の氏名等は記載のとおりであります。森脇委員におかれましては、今回の任命で3期目となり、任期は、令和4年12月1日から4年間となります。

以上、簡単ですが、報告第8号の内容説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願いいたします。

●教育長 内容は、教育委員会教育委員の任命についてであります。

これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、報告第8号を終わります。

●教育長 日程第6、議案第40号「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長補佐 ただ今上程いただきました、議案第40号「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」、その内容と提案理由についてご説明申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。

この規則は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、教育委員会に配置され、外国語指導助手として職務に従事する外国青年の勤務条件等を定めることを目的としております。

今回の改正についてであります。本町の年末年始の休日の期間は、現在、国民の祝日に当たる1月1日を除いた、12月31日から翌年の1月5日までの日となっております。

しかし、国や北海道、道内の多くの市町村等が加入する一部事務組合のほか、道内の市の多くで12月29日から翌年の1月3日までの日としており、道内の町村においても当該期間に合わせる動きが増えてきております。

また、国や北海道などと休日期間が異なることで、問い合わせや書類のやりとりなどにも支障が生じることがあり、この年末年始の休日の期間を合わせることで、業務の円滑化や事務負担の軽減が図られることから、今年度から釧路管内の全ての町村において統一して、年末年始の休日の期間を、国民の祝日に当たる1月1日を除いた、「12月29日から翌年の1月3日までの日」に変更することとなったため、これに伴い、先に開催された令和4年厚岸町議会第3回定例会において、厚岸町の休日を守る条例の一部改正が可決されたところであります。

つきましては、厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則についても所要の改正をいたしたく、本案を提出するものであります。

改正内容については、別にお配りしている、議案第40号説明資料「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則新旧対照表」により説明させていただきます。

表の左側が現行、中央が改正案、右はじが改正の要旨となっております。なお、変更箇所については、下線を引いております。

第12条は、休日について規定をしておりますが、第1項第2号を現行では年末年始を「12月31日から翌1月5日までの期間をいう」と規定しておりますが、改正案では「12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）」と改めようとするものであります。

議案書3ページにお戻り願います。

附則でございます。この規則は、令和4年10月1日から施行しようとするものであります。

以上簡単ですが、議案第40号「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長

内容は、厚岸町の年末年始の休日の期間を変更することに伴う、厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部改正についてであります。

これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長

では、そのように決定いたします。

●教育長

次に、議案第41号「真龍小学校施設開放事業実施規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とい

たします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習課長

ただいま上程いただきました、議案第41号「真龍小学校施設開放事業実施規則の一部を改正する規則の制定について」、その内容と提案理由についてご説明いたします。

提案理由は先ほどの議案第40号と同様ですが、真龍小学校施設開放事業におきましても、町内の他の公共施設同様に年末年始の休日を定める必要があることから本規則を制定しようとするものであります。

別添お配りの「真龍小学校施設開放事業実施規則の一部を改正する規則新旧対照表」をご覧願います。

別表の改正であります。別表の開放日の項において、「12月31日から翌年の1月5日まで」を「12月29日から翌年の1月3日まで」に改める改正であります。

最後に議案書4ページにお戻り下さい。

附則であります。この規則は令和4年10月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

●教育長

内容は、厚岸町の年末年始の休日の期間を変更することに伴う、真龍小学校施設開放事業実施規則の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第42号「厚岸情報館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習課長 ただいま上程いただきました、議案第42号「厚岸情報館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、その内容と提案理由についてご説明いたします。

提案理由は先ほどの議案第40号と同様ですが、厚岸情報館におきましても町内の他の公共施設同様に年末年始の休日を定める必要があることに加え、本年10月から電子書籍の貸出しである電子図書館事業実施に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本規則を制定しようとするものであります。

別添お配りの「厚岸情報館設置条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表」をご覧願います。

第5条第1号は、字句の整理であります。

同条第2号は、「法律に規定する休日」及び「休日」を「祝日法による休日」に改め、「1月1日から5日までの日及び12月31日」を「12月29日から1月3日までの日」に改めるものであります。

第9条第1項は、「図書」の定義に電子書籍などを含む「図書等」に改める改正であります。第9条第2項、第3項では、これまでの別記第2号様式を別記第

2号の1様式とし、新たに電子書籍を利用するためのパスワード申込書として別記第2号の2様式に係る規定を追加する改正であります。

第11条では、電子書籍を含む資料の貸出し数、貸出期間を「表」として改める改正であります。

第12条は字句の整理であります。

第14条、第15条は「図書」を「図書等」に改める改正であります。

第16条は、団体貸出しにおける図書等の貸出し数、貸出期間を「表」に改める改正であります。

第20条は、字句の整理です。

次に、第6章の見出し中「視聴覚資料」を「視聴覚資料の館内視聴」に改め、貸出し数、貸出期間を第11条と第16条において「表」に改めたことから不要となる第21条、第22条、第23条を削る改正であります。

次に、第21条～第23条を削ることに伴い、以下の条番号を順次、繰り上げる改正であります。

次に様式の改正であります。別記第2号様式を別記第2号の1様式に改め、性別や年号の記載部分を削る改正であります。

次に別記第2号の1様式の次に新たに別記第2号の2様式を追加する改正であります。

最後に議案書8ページにお戻り下さい。

附則であります。この規則は令和4年10月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

●教育長

内容は、厚岸町の年末年始の休日の期間変更及び電子書籍貸出に伴う、厚岸情報館設置条例施行規則の一

部改正についてであります。これから質疑を行います。

●田辺委員

厚岸情報館設置条例施行規則の9条についてですが、電子書籍導入を新たにすることとは理解できたのですが、説明資料の新旧対照表において、「書籍導入業務実施に伴う字句の整理」とあります。この「書籍導入業務」ですが、これは、今まで情報館で扱っていた図書など、そういう色々な資料の他に、何か新しく取り扱うようなものが出てくるのでしょうか。

●生涯学習課長

今回の改正は、電子書籍に関する新たな事業を始めるということで上程させていただきました。

電子書籍についてですが、物理的に施設の中に新たなデータ等が入って、それを取り扱うというよりは、委託契約を交わした業者のデータサーバーにある電子データを利用者が閲覧するという仕組みを構築するというものになっております。

状況としては、情報館を経由して、電子書籍を貸出すという形態になるものですから、扱うデータとして、情報館が権利を有するデータを貸出すということになります。貸出手続きとしては、物理的に情報館にある本を貸出す行為と同様であると考えております。この第9条の中でもともと規定しておりました図書の一つとして、「電子書籍を含む電磁的記録」ということで、電子書籍のデータをこれに含むという考えであります。

もともと、電子データとして、いくつか、扱っているものもございしますが、形式として電子書籍という形でのデータを追加したく、これまで「図書」と言っていたものから「図書等」というように電子書籍を含めた定義に改めたということでもあります。

●田辺委員 わかりました。特別新しいものではなく、表現をきちんと明記したということですね。

それと、もう一点、質問があります。電子書籍の閲覧についてですが、パスワードで貸出期間などが決められていて、パスワードを発行するということですが、貸出期間を過ぎたパスワードは使えなくなる、閲覧できなくなってしまいう仕組みのものなののでしょうか。

●生涯学習課長 パスワードにつきましては、情報館の貸出カードは個人の名前と番号を振っているのですが、今回、個人のスマートフォンやパソコンなどから、情報館のホームページ上の電子図書館のバナーといいますか、そこをクリックしてもらおうと電子図書を利用できるサイトに飛ぶということになっています。その際、電子図書を利用するサイトに入る時にパスワードが必要になるということです。

また、利用期間を過ぎると閲覧できなくなるという仕組みになっています。借りた図書の借用期間が自動的に消滅するという形です。

●濱委員 電子書籍についてですが、個人貸出についてはわかるのですが、団体に電子書籍を貸出すという行為は、実際、どのような形になるのでしょうか。個人、団体とも、電子書籍を借りる場合、1人3点、1団体3点、貸出期間もそれぞれ14日以内となっていて、この14日以内という日数もちよっと気にはなっているんですが、団体として貸出した電子書籍については、他の一般の利用者は見られないということになるのでしょうか。団体と個人の貸出内容について、教えていた

だきたいのですが。

●情報館長 電子書籍の貸出数について、個人3点、団体3点ということについてですが、システムのこの点数と貸出期間については替えられないということになります。

個人と団体の利用についてですが、紙の本と同じように、どこか学校やサークルなどといった団体に対して3点貸出す概念と個人に貸出す概念とはほぼ代わりはありません。ただ、利用の仕方として、電子書籍の中にみんなで見ることが出来ますよという資料がありまして、例えば、そのような許可がついた資料を借りた場合、その書籍をスクリーンに映し出して、団体で鑑賞できる、読むことができるというような資料もありますので、そういう意味で個人と団体とを分けて使っております。

●濱委員 それでは、団体に貸しても1団体3点、14日以内でそのパスワードによる効力がなくなって、図書が読めなくなるという理解でいいですか。

●情報館長 そのとおりです。

●教育長 ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第43号「厚岸町海事記念館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習課長 ただいま上程いただきました、議案第43号「厚岸町海事記念館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、その内容と提案理由についてご説明いたします。

提案理由は先ほどの議案第40号と同様ですが、厚岸町海事記念館におきましても、町内の他の公共施設同様に年末年始の休日を定める必要があることから、本規則を制定しようとするものであります。

別添お配りの「厚岸町海事記念館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表」をご覧ください。

第2条第2号ア中「国民の祝日」を「祝日法による休日」に改め、同号イ中においても「国民の祝日」を「祝日法による休日」に改め、同号ウを「12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）」に改めるものであります。

最後に議案書9ページにお戻り下さい。

附則であります。この規則は令和4年10月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認賜りますよう、お願いいたします。

●教育長 内容は、厚岸町の年末年始の休日の期間を変更する

ことに伴う、厚岸町海事記念館条例施行規則の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第44号「厚岸町地区体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●スポーツ課長 ただいま上程いただきました、議案第44号「厚岸町地区体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書10ページをお開きください。

この規則は、厚岸町地区体育館条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的としております。

今回の改正についてであります。議案第40号のとおり、町の年末年始の休日の変更に地区体育館の休館日を合わせることに伴う字句の整理を行うため、規定の一部を改正する必要があることから、本案を提出するものであります。

改正内容の説明につきましては、別紙、お手元に配

付の議案第44号説明資料「厚岸町地区体育館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表」により行います。

新旧対照表をご覧ください。

第2条は使用時間等について規定をしておりますが、第2号休館日を現行では「1月1日から1月5日まで及び12月31日」と規定しておりますが、改正案では「12月29日から翌年の1月3日までの日」と改めようとするものであります。

議案書10ページにお戻り願います。

附則でございます。この規則は、令和4年10月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明ですが、議案第44号「厚岸町地区体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由とさせていただきます。

ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、厚岸町の年末年始の休日の期間を変更することに伴う、厚岸町地区体育館条例施行規則の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長

では、そのように決定いたします。

●教育長

次に、議案第45号「厚岸町B & G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第46号「厚岸町勤労者体育センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を一括議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●スポーツ課
長

ただいま上程いただきました、議案第45号「厚岸町B & G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第46号「厚岸町勤労者体育センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、その提案理由と内容をご説明申しあげます。

最初に、議案第45号「厚岸町B & G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案書11ページをお開きください。

この規則は、厚岸町B & G海洋センター条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的としております。

今回の改正についてであります。国民の祝日に関する法律の略称規定の追加、議案第40号のとおり、町の年末年始の休日の変更にB & G海洋センターの休館日を合わせることに伴う字句の整理及び土曜日にB & G海洋センターを使用する場合、町内に在住する小学生または中学生と平成22年締結の「釧路市・厚岸町定住自立圏形成に関する協定書」により、釧路市民が厚岸町民と同一の条件で利用できるようにすることから、土曜日に使用する厚岸町民と釧路市民に限り、小中学生の減免を行ってまいりましたが、この度、全ての小学生または中学生の使用料の減免を行うため、

規定の一部を改正する必要があることから、本案を提出するものであります。

改正内容の説明につきましては、別紙、お手元に配付の議案第45号説明資料「厚岸町B & G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表」により行います。

新旧対照表をご覧ください。

第4条は使用時間及び休館日について規定をしておりますが、第2号休館日中アを改正案では「休日」の次に「(以下、祝日法による休日という。)」を加え、現行では「国民の祝日に関する法律に規定する日」と規定しておりますが、改正案では「祝日法による休日」に改め、同号イを現行では「12月31日から翌年1月5日までの日」と規定しておりますが、改正案では「12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)」と改めようとするものであります。

次に第7条は使用料の減免について規定をしておりますが、第5号を現行では「町内に在住する」と規定しておりますが、改正案では「町内に在住する」を削るものであります。

議案書11ページにお戻り願います。

附則でございます。この規則は、令和4年10月1日から施行しようとするものであります。

次に、議案第46号「厚岸町勤労者体育センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案書12ページをお開きください。

この規則は、厚岸町勤労者体育センター条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的としております。

今回の改正についてであります。国民の祝日に関する法律の略称規定の追加、議案第40号のとおり、町

の年末年始の休日の変更に関し、勤労者体育センターの休館日を合わせることに伴う字句の整理及び土曜日に勤労者体育センターを使用する場合、B & G海洋センター同様、全ての小学生または中学生の使用料の減免を行うため、規定の一部を改正する必要があることから、本案を提出するものであります。

改正内容の説明につきましては、別紙、お手元に配付の議案第46号説明資料「厚岸町勤労者体育センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表」により行います。

新旧対照表をご覧ください。

第3条は使用時間及び休館日について規定をしておりますが、第2号休館日中アを改正案では「休日」の次に「(以下、祝日法による休日という。)」を加え、現行では「国民の祝日に関する法律に規定する日」と規定しておりますが、改正案では「祝日法による休日」に改め、同号イを現行では「12月31日から翌年1月5日までの日」と規定しておりますが、改正案では「12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)」と改めようとするものであります。

次に、第6条は使用料の減免について規定をしておりますが、第5号を現行では「町内に在住する」と規定しておりますが、改正案では「町内に在住する」を削るものであります。

議案書12ページにお戻り願います。

附則でございます。この規則は、令和4年10月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明ですが、議案第45号「厚岸町B & G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第46号「厚岸町勤労者体育セ

ンター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由とさせていただきます。

ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長 内容は、厚岸町の年末年始の休日の期間変更及び該当するスポーツ施設の減免内容の変更に伴う、厚岸町B & G海洋センター条例施行規則及び厚岸町勤労者体育センター条例施行規則の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

●濱委員 使用減免について伺います。今まで厚岸町内と釧路市民は、平成22年に「釧路市・厚岸町定住自立圏形成に関する協定書」を締結したことによって、スポーツ施設等を無料としてきましたが、今回、来町する全ての小中学生を減免するということですが、実際に今まで、土曜日に他の市町村から来町し、使用している状況、使用状況について教えていただきたいのですが。

●スポーツ課長 令和3年度の実績ですが、B & G海洋センターの体育館は、釧路町の小学生1人だけです。勤労者体育センターでの減免の実績はありませんが、厚岸町と釧路市以外の方が使った実績はあります。温水プールですが、厚岸町・釧路市以外の小中学生の利用者は43名います。金額にして、5千円弱となります。

町内に限らず、全ての小中学生、例えば、札幌方面から来た小中学生に限って無料となるよう、規定を替えようとするものであります。

●田辺委員 同じく使用料の減免に関する部分ですが、今、温水

プールの話も出て、関連しますので、3施設について聞きたいのですが、これまでの減免規定で土曜日に限定していたのは、その背景に学校授業の完全週休二日制に移行したときに、土曜日の子どもの居場所を確保するということがあったのではないかと思うんですが。当時から年数が経ち、現在に至っては、土曜日だけ限定して無料にするという考え方が果たしてどうなのかなという思いがあります。

例えば、子育てについてや子どもたちのスポーツ振興について考えたときに、土曜日に限定しないで、小中学生は無料にするというような、将来的な考えも検討していく必要があるのではないかと感じたものですから。確か、宮園運動公園のパークゴルフ場は子どもは無料だったのではないのでしょうか。そういった点を検討していくということについてはいかがでしょうか。

●スポーツ課
長

小中学生の減免については、委員、おっしゃるとおり、平成14年度からだと思いますが、学校の完全週休二日制に伴い、それ以降、子どもの居場所づくりということで、土曜日に限って減免しております。

パークゴルフ場につきましては、中学生以下は土曜日に限らず、すべて減免となっております。

今、ご質問のありました、土曜日に限らず、全ての小中学生を減免するということについて、2年ほど前に検討した経緯があります。その際には、理事者と協議した中で、やはり、施設を管理する以上、受益者の負担ということで、少なくとも、金額は小さいけれども、使用料は取らなければという指摘を受けましたので、土曜日に限って、現在、減免を行っているところ

です。

●田辺委員

経緯はわかりましたが、厚岸町出身のオリンピック選手なり、プロ野球選手なり、あるいは、フットサルの選手など、色々な方面で活躍している人がいますし、町長もスポーツに力を入れている子どもたちの体力増強なども考えていくという形になれば、こういう施設を無料で使用できるようにすることによって、子どもたちのスポーツサークルなどの活動に対する支援にもつながるのではないかと思うのですが。こういった部分を今後もやはり検討していく必要があるのではないかと感じるのですが、その点、いかがでしょうか。

●教育長

委員、おっしゃることはそのとおりだと思います。

今後に向けてということなんですが、今、中学校の部活動、これがとりあえず週休日、土日ですね、土日に部活動を地域に移行していきましょと、これはもう、方針が決まりましたので、そうしていかなければなりません。

それと将来的に見ると、平日も含めて部活動は地域に移行していきましょと、方針が出されています。では、厚岸町としてどう受け皿をつくっていくのかとか、そういった大枠の中でこれからこの問題に取り組んでいかなければならない。その時に、もう一度、使用料などについて、もっと総合的にどうあるべきかという考え方の中で、金銭的なことについても検討していく必要はあるのではないかと思います。必ず、その時期は近い時期にやってくると思います。検討させていただきたいと思います。

●田辺委員 そういうことを考えていく必要性があるのかなと感じますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●教育長 ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第47号「厚岸町温水プール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●スポーツ課長 ただいま上程いただきました、議案第47号「厚岸町温水プール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書13ページをお開きください。

この規則は、厚岸町温水プール条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的としております。

今回の改正についてであります、土曜日に温水プールを使用する場合、B & G海洋センター及び勤労者体育センター同様、全ての小学生または中学生の使用料の減免を行うため、規定の一部を改正する必要があ

ることから、本案を提出するものであります。

改正内容の説明につきましては、別紙、お手元に配付の議案第47号説明資料「厚岸町温水プール条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表」により行います。

新旧対照表をご覧ください。

第7条は使用料の減免について規定をしておりますが、第4号を現行では「町内に在住する」と規定しておりますが、改正案では「町内に在住する」を削るものであります。

議案書13ページにお戻り願います。

附則でございます。この規則は、令和4年10月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明ですが、議案第47号「厚岸町温水プール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由とさせていただきます。

ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長

内容は、厚岸町温水プールの減免内容を変更することに伴う、厚岸町温水プール条例施行規則の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第48号「厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長補佐 ただ今上程いただきました、議案第48号「厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由と内容をご説明いたします。

厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程は、厚岸町立学校職員が公務のために、職員が所有する自家用車を使用するときの取り扱いに関し必要な事項を定めているものであります。

今回の改正については、道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正に伴い、同要綱を準用している当該規程についても同様の改正をいたしたく、本案を提出するものであります。

議案書14ページをお開き願います。

厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する訓令であります。

改正内容については、別途配布しております、議案第48号説明資料「厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表」にてご説明させていただきます。

第5条は、公用使用承認等の手続について規定しておりますが、第8項として、校長は、職員が自家用車を運行した後、運転者の顔色、吐息の異常の有無等を確認しなければならない規定を追加するものでありま

す。

別記第3号様式は、「自家用車の公用使用承認及び行程確認簿（兼）公用車運転に係る飲酒状況確認簿」であります。今回の規定の追加に伴い、別記様式を改正するものであります。

別記第3号様式の変更箇所ではありますが、新旧対照表の字が小さく大変恐縮なのですが、改正案の別記第3号中、右下に括弧、備考とあります。

この一行目の※印の部分が変更箇所であります。

現行では、「本確認簿への記載及び確認は、必ず運行の直前に実施すること。」となっておりますが、今回の改正では、「本確認簿への記載及び確認は、必ず運行の直前及び運行後に実施すること。」となっております。

議案書15ページにお戻り願います。

附則でございます。この訓令は、令和4年10月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明ですが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正に伴う、同要綱を準用している厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

●濱委員

規定の一部が追加されたことはわかるのですが、遵守するというか、厳密に運用していくのであれば、各学校にアルコールチェッカーなどを用意して、運行前と運行後に測るといったことが必要になるのではない

かと思うのですが、その点、どの様に考えているのか伺いたいのですが。

●管理課長補佐 委員、おっしゃるとおりだと思います。現在、全庁的にも、車輛を保有する所管課では、アルコールチェッカーを用意することになっております。実際、教育委員会におきましても、所管している施設、学校も含めまして、アルコールチェッカーを配備している状況にあります。

●田辺委員 そうすると、公用車だけに限らず、職員の自家用車も使用ということになりますから、各学校には少なくともアルコールチェッカーは用意してあるということですね。

●管理課長補佐 そのとおりです。

●田辺委員 事後確認について、要するに、運行後の確認ということで、確かにわかるんですが、これはたぶん、運転を始めて終わるまでの間、何らかの事情でアルコール分が体に摂取しないようにということの確認だと思うんですが、現実的な運用として、どうなのでしょう。例えば、自家用車を利用した職員が帰ってくるのが夜遅くなってしまうという時に、チェックする人は該当する職員が帰ってくるまで学校に残っていなければならないという、さらなる業務負担を強いる恐れも考えられるのですが、その辺りの運用の方法など、あるのでしょうか。

●指導室長 本件の道立学校職員の運用法について、詳細は把握していないところですが、おっしゃるとおり、この要綱が出された当初から心配事項としまして、例えば、町外への外勤となるのですが、釧路市に在住しており、朝9時からの用務があるために、まっすぐ用務地へ行きますという事例。その時の確認ですとか、出勤前のことすとか、あるいは、学校に戻る時刻が遅くなるという、あるいは、朝同様に直帰するというようなケースについては、考えられるところでは、こちらについては、通常、道立学校職員の事務ポータルサイト等に運用状況を確認して実施するということになりますので、学校においては対応されていると思います。あくまで正確に把握していない中でお話しするのが心苦しいのですが、何も記録しないということは、この様式を使用していないということと同様になりますので、事後になって、改めて確認して承認ということになるかと考えております。

●教育長 ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第49号「厚岸情報館処務規程の一部を改

正する訓令を定めることについて」及び議案第50号「厚岸町海事記念館処務規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を一括議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習課
長

ただいま上程いただきました、議案第49号「厚岸情報館処務規程の一部を改正する訓令を定めることについて」及び議案第50号「厚岸町海事記念館処務規程の一部を改正する訓令の制定について」、その内容と提案理由についてご説明いたします。

はじめに議案第49号「厚岸情報館処務規程の一部を改正する訓令」ですが、提案理由は先ほどの議案第42号「厚岸情報館設置条例施行規則の一部を改正する規則」と同様ですが、厚岸情報館の年末年始の休日の変更に伴い、職員の年末年始の休日を定める必要があることから処務規程の一部改正である本訓令を制定しようとするものであります。

別添お配りの「厚岸情報館処務規程の一部を改正する訓令新旧対照表」をご覧ください。

別表の改正であります。別表中週休日の項では字句の追加、休日の項では字句の整理及び「1月1日から1月5日までの日及び12月31日」を「12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）」に改める改正であります。

最後に議案書16ページにお戻り下さい。

附則であります。この訓令は令和4年10月1日から施行しようとするものであります。

続きまして、議案第50号「厚岸町海事記念館処務規程の一部を改正する訓令について」、提案理由は先ほどの議案第43号「厚岸町海事記念館条例施行規則の一

部を改正する規則の制定について」と同様ですが、厚岸町海事記念館の年末年始の休日の変更に伴い、職員の年末年始の休日を定める必要があることから処務規程の一部改正である本訓令を制定しようとするものであります。

別添お配りの「厚岸町海事記念館処務規程の一部を改正する訓令新旧対照表」をご覧ください。

別表の改正であります。別表の週休日の項では字句の追加、休日の項では字句の整理及び「12月31日から翌年1月5日まで」を「12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）」に改める改正であります。

最後に議案書17ページにお戻り下さい。

附則であります。この訓令は令和4年10月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

●教育長

内容は、厚岸町の年末年始の休日の期間を変更することに伴う、厚岸情報館処務規程及び厚岸町海事記念館処務規程の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長

では、そのように決定いたします。

●教育長

次に、議案第51号「厚岸町B&G海洋センター処務規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、議案第52号「厚岸町スポーツバス使用管理要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」及び議案第53号「厚岸町温水プール処務規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を一括議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●スポーツ課
長

ただいま上程いただきました、議案第51号「厚岸町B & G 海洋センター処務規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、議案第52号「厚岸町スポーツバス使用管理要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」及び議案第53号「厚岸町温水プール処務規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由と内容をご説明申しあげます。

最初に、議案第51号「厚岸町B & G 海洋センター処務規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、議案書18ページをお開きください。

この規程は、厚岸町B & G 海洋センターの処務について定めることを目的としております。

今回の改正についてであります。国民の祝日に関する法律の略称規定の追加及び議案第40号のとおり、町の年末年始の休日の変更にB & G 海洋センターの休日を合わせることに伴う字句の整理を行うため、規定の一部を改正する必要があることから、本案を提出するものであります。

改正内容の説明につきましては、別紙、お手元に配付の議案第51号説明資料「厚岸町B & G 海洋体育セン

ター処務規程の一部を改正する訓令新旧対照表」により行います。

新旧対照表をご覧ください。

別表は勤務時間等について規定をしておりますが、休日の項第1号を、改正案では「休日」の次に「(以下、祝日法による休日という。)」を加え、第2号を現行では「国民の祝日に関する法律に規定する日」と規定しておりますが、改正案では「祝日法による休日」に改め、第3号を現行では年末年始を「1月2日から1月5日まで及び12月31日」と規定しておりますが、改正案では「12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)」と改めようとするものであります。

議案書18ページにお戻り願います。

附則でございます。この訓令は、令和4年10月1日から施行しようとするものであります。

次に、議案第52号「厚岸町スポーツバス使用管理要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」、議案書19ページをお開きください。

この要綱は、厚岸町スポーツバスを適正に管理運営するために必要な事項について定めることを目的としております。

今回の改正についてであります。議案第40号のとおり、町の年末年始の休日の変更によりスポーツバスの使用日から除く日を合わせることに伴う字句の整理を行うため、規定の一部を改正する必要があることから、本案を提出するものであります。

改正内容の説明につきましては、別紙、お手元に配付の議案第52号説明資料「厚岸町スポーツバス使用管理要綱の一部を改正する訓令新旧対照表」により行い

ます。

新旧対照表をご覧ください。

第3条は、使用日時について規定をしておりますが、第1号を現行では年末年始を「12月31日から翌年1月5日までの日」と規定しておりますが、改正案では「12月29日から翌年1月3日までの日」と改めようとするものであります。

議案書19ページにお戻り願います。

附則でございます。この訓令は、令和4年10月1日から施行しようとするものであります。

次に、議案第53号「厚岸町温水プール処務規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、議案書20ページをお開きください。

この規程は、厚岸町温水プールの処務について定めることを目的としております。

今回の改正についてであります。国民の祝日に関する法律の略称規定の追加及び議案第40号のとおり、町の年末年始の休日の変更に温水プールの休日を合わせることに伴う字句の整理を行うため、規定の一部を改正する必要があることから、本案を提出するものであります。

改正内容の説明につきましては、別紙、お手元に配付の議案第53号説明資料「厚岸町温水プール処務規程の一部を改正する訓令新旧対照表」により行います。

新旧対照表をご覧ください。

別表は勤務時間等について規定をしておりますが、勤務時間の項第2号を現行では「休日」の次に「(以下「国民の祝日」という。）」と規定しておりますが、改正案では「(以下「祝日法による休日」という。）」に改め、週休日の項第1号を改正案では「月曜日」の

次に「(祝日法による休日に当たる日を除く。)」を加え、休日の項第1号を現行では「国民の祝日」と規定しておりますが、改正案では「祝日法による休日」に改め、第2号を現行では年末年始を「12月31日から翌年1月5日までの日」と規定しておりますが、改正案では「12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)」と改めようとするものであります。

議案書20ページにお戻り願います。

附則でございます。この訓令は、令和4年10月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明ですが、議案第51号「厚岸町B & G海洋センター処務規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、議案第52号「厚岸町スポーツバス使用管理要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」及び議案第53号「厚岸町温水プール処務規程の一部を改正する訓令を定めることについて」の提案理由とさせていただきます。

ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、厚岸町の年末年始の休日の期間を変更することに伴う、厚岸町B&G海洋センター処務規程、厚岸町スポーツバス使用管理要綱及び厚岸町温水プール処務規程の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいで

すか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、追加議案であります、議案第54号「厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の異動について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長補佐 ただ今上程いただきました、議案第54号「厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の異動について」、その内容をご説明いたします。

追加議案書1ページをご覧ください。

本件は、厚岸町教育委員会に属する教育機関の職員の人事異動について、別紙のとおり決定いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第4号の規定により、本案を提出するものであります。

追加議案書2ページ、別紙をご覧ください。

令和4年10月3日付け、厚岸町教育委員会内示であります。

異動内容、生涯学習課長、川越一寿。現水産農政課長であります。

続きまして、出向についてであります。

厚岸町への出向、早川知記生涯学習課長。保健福祉課長としての出向であります。

以上、簡単な説明ですが、令和4年10月3日付け、教育委員会事務局職員及び教育機関の職員の異動につ

いての説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 教育長 内容は、教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の令和4年10月3日付け、人事異動についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 これより非公開事件の議案第55号を議題とします。追加議案であります、議案第55号「令和4年度厚岸町立学校の校長の人事の内申について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長補佐 【非公開事件のため省略】

- 教育長 内容は、令和4年10月21日付け、厚岸町立学校長の人事異動についてであります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 その他、総体的に何かございますか。

(ありませんの声)

●教育長 以上で、本日の会議日程はすべて終了しました。
これをもちまして、第12回厚岸町教育委員会を閉会
します。